

資料

平成29年12月14日開催
第8回美瑛町議会定例会資料

○条例の制定

議案第 1号	美瑛町農業担い手研修センター条例の制定について	-----	1～ 3
議案第 2号	美瑛町農業研修施設事業特別会計基金条例の制定について	-----	4
議案第 3号	美瑛町白金観光拠点施設条例の制定について	-----	5～ 7

○条例の一部改正

議案第 4号	美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	-----	8～11
議案第 5号	美瑛町特別会計条例の一部改正について	-----	12～13
議案第 6号	美瑛町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について	-----	14～15
議案第 7号	美瑛町営住宅条例の一部改正について	-----	16～23

○町道の廃止及び認定

議案第 12～13号	町道路線の廃止・認定について（箇所図）	-----	24
------------	---------------------	-------	----

美瑛町農業担い手研修センター条例の制定要旨

1 制定の要旨

本町の基幹産業である農業の担い手を確保、育成するため、本町で就農を目指す担い手の居住、宿泊及び研修の拠点として設置する「美瑛町農業担い手研修センター」の管理運営について必要な事項を定めるもの。

2 施設の概要

(1) 建物（旧美進小学校）

- ・居住宿泊室（1LDK：3室 2LDK：6室 3LDK：2室）
- ・多目的室（1室）
- ・体育館

(2) 実践農場（上記建物の隣接農地 面積：212.75a）

設置施設等：ビニールハウス8棟、農具庫1棟、農機具（トラクタ等）

3 施設の管理・運営

指定管理者制度を活用する予定

4 制定概要

第1条（目的）

本施設の設置の目的について規定

第2条（名称及び位置）

本施設の名称と設置場所について規定

第3条（定義）

本条例中の「担い手研修」の定義について規定

第4条（施設）

本施設に置く施設について規定

第5条（事業）

本施設にて行う事業について規定

第6条（休館日）

本施設の休館日について規定

第7条（使用時間）

本施設の使用時間について規定

第8条（使用者の範囲等）

第1項 本施設を使用できる者について規定

第2項 居住宿泊室の使用期間について規定

第3項 使用期間に、担い手研修の準備期間を含む旨を規定

第9条（使用許可）

本施設の使用許可について規定

第10条（使用料）

第1項 本施設使用に係る使用料について規定

第2項 使用料の納入日について規定

第11条（使用料の減免）

使用料の減免について規定

第12条（使用料の返還）

使用料の返還について規定

第13条（入居者の費用負担義務）

居住宿泊室の入居者が負担する費用について規定

第14条（使用許可の取消し等）

本施設の使用許可の取消し、及び明渡し請求について規定

第15条（原状回復）

使用者の原状回復義務について規定

第16条（取消し等による損害の責任）

第14条による使用許可の取消し等によって生じた損害について、町はその責任を負わない旨を規定

第17条（損害の賠償）

本施設における損害の賠償について規定

第18条（管理の代行等）

第1項 指定管理者に本施設の管理を行わせることができる旨を規定

第2項 指定管理者が行う業務について規定

第3項 第10条に規定する使用料を指定管理者の収入とすることができる旨を規定

第4項 指定管理者に管理を行わせる場合における読み替えを規定
第19条（施行規定）

本条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める旨を規定

附 則

（施行期日）

施行期日について規定

（準備行為）

事前の使用手続き、その他必要な準備行為は、本条例の施行日前においても行うことができる旨を規定

5 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において施行。ただし、実践農場の管理運営に係る規定については、平成30年4月1日から施行する。

美瑛町農業研修施設事業特別会計基金条例の制定要旨

1 制定の要旨

美瑛町農業担い手研修センターの設置に伴い、同センターの運営において収益が見込まれるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づく、美瑛町農業研修施設事業特別会計基金を設置するもの。

2 制定概要

第1条（設置）

基金の設置目的について規定

第2条（積立）

基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする旨を規定

第3条（管理）

基金に属する現金の管理方法について規定

第4条（繰替運用等）

基金に属する現金の歳計現金への繰替運用や、一般会計の歳入歳出予算に定めるところによる歳入への繰入運用について規定

第5条（運用益金の処理）

基金の運用から生じる収益を一般会計歳入歳出予算に計上し、本基金に編入する旨を規定

第6条（処分）

基金の処分について規定

第7条（委任）

基金の管理委任について規定

附 則

施行期日について規定

3 施行期日

平成30年4月1日

美瑛町白金観光拠点施設条例の制定要旨

1 制定の要旨

地域固有の資源を活用した体験型・交流型の要素を取り入れたニューツーリズムの進展に伴い、「丘」の周遊観光と「十勝岳山岳エリア」を中心とした体験型観光の連携、及びそれら情報の発信が本町における課題となっている。

このことを踏まえ、十勝岳の活動に由来する地域資源を最大限に活用し、本町における体験型観光の振興を促進するとともに、本町の魅力や多様な観光情報を発信できる機能を備えた「美瑛町白金観光拠点施設」を整備するため、同施設の管理運営について条例を制定するもの。

2 施設の概要

- (1) 施設は、既存のインフォメーションセンター改修部分と、増築部分からなり、改修部分には飲食施設及び展示・物品販売施設を新たに備え、増築部分には観光案内所を設置する。
- (2) トイレは4箇所設置する(うち1箇所は多目的トイレ)。
- (3) 事業の完了は、平成30年3月下旬を予定しており、備品等を整備した後、4月下旬から全体の供用開始を予定。

3 施設の管理・運営

指定管理者制度を活用する予定

4 制定概要

第1条 (目的)

本施設の設置の目的について規定

第2条 (名称及び位置)

本施設の名称と設置場所について規定

第3条 (施設)

本施設に置く施設について規定

第4条 (事業)

本施設にて行う事業について規定

第5条（開館時間及び休館日）

第1項 本施設の開館時間及び休館日について規定

第2項 開館時間の変更、及び休館日の変更について臨時に行うことができる旨を規定

第6条（使用許可）

第1項 本施設の使用許可について規定

第2項 許可に当たって、条件を付することができる旨を規定

第7条（使用料）

第1項 本施設使用に係る使用料について規定

第2項 使用料の前払について規定

第8条（使用料の減免）

使用料の減免について規定

第9条（使用料の返還）

使用料の返還について規定

第10条（使用許可の制限）

本施設の使用許可の制限について規定

第11条（使用許可の取消し等）

本施設の使用許可の取消し、使用の制限、及び使用の停止について規定

第12条（目的外使用等の禁止）

第6条の許可を受けた目的以外の使用、及び転貸、権利の譲渡を禁止する旨を規定

第13条（行為の制限）

本施設における行為の制限について規定

第14条（原状回復）

第1項 本施設の使用後、または第11条による使用許可の取消し等を受けたときの、原状回復義務について規定

第2項 原状回復における使用者負担について規定

第15条（取消し等による損害の責任）

第11条による使用許可の取消し等によって使用者に生じた損害について、町はその責任を負わない旨を規定

第16条（損害の賠償）

本施設における損害の賠償について規定

第17条（入館の制限）

本施設の入館に係る制限について規定

第18条（管理の代行等）

第1項 指定管理者に本施設の管理を行わせることができる旨を規定

第2項 指定管理者が行う業務について規定

第3項 第7条に規定する使用料を指定管理者の収入とすることができる旨を規定

第4項 指定管理者に管理を行わせる場合における読み替えを規定

第19条（施行規定）

本条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める旨を規定

附 則

（施行期日）

施行期日について規定

（白金インフォメーションセンター条例の廃止）

白金インフォメーションセンター条例の廃止について規定

（準備行為）

事前の使用手続き、その他必要な準備行為は、本条例の施行日前においても行うことができる旨を規定

5 施行期日

公布の日から施行する。

美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)において、非常勤職員の育児休業取得期間の再延長について改正されたことに伴い、以下のとおり条例の一部を改正する。

2 改正の概要

一定の非常勤職員について、原則1歳までの育児休業を6か月延長しても保育所に入れない場合等に限り、更に6か月(2歳まで)の再延長を可能とするもの(第2条、第2条の3～4、第3条関係)。

3 施行期日

公布の日から施行する。

新	旧
<p>子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</p> <p>(3) 【略】</p> <p><u>（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）</u></p> <p><u>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当すると</u></p>	<p>子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条_____において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</p> <p>(3) 【略】</p>

新	旧
<p><u>きとする。</u></p> <p>(1) <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p>(2) <u>当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合</u> (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)</p> <p><u>第2条の5 【略】</u> (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(6) 【略】</p> <p>(7) <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。</u></p> <p>(8) 【略】</p> <p>第4条～第23条 【略】 附 則 【略】</p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)</p> <p><u>第2条の4 【略】</u> (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(6) 【略】</p> <p>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること_____。</p> <p>(8) 【略】</p> <p>第4条～第23条 【略】 附 則 【略】</p>

美瑛町特別会計条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

美瑛町農業担い手研修センターの設置に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づく、美瑛町農業研修施設事業特別会計を設置する。

2 改正の概要

第1条に「(6) 美瑛町農業研修施設事業特別会計 農業研修施設事業」を加える。

3 施行期日

平成30年4月1日

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)～(5) 【略】</p> <p><u>(6) 美瑛町農業研修施設事業特別会計 農業研修施設事業</u></p> <p>第2条 【略】</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)～(5) 【略】</p> <p>第2条 【略】</p>

美瑛町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

土地改良法の改正に伴い条ずれが生じたため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

第3条第1項中「第113条の2第3項」を「第113条の3第3項」に改める。

3 施行期日

公布の日から施行する。

新	旧
<p>第1条～第2条 【略】 (特別徴収金)</p> <p>第3条 特別徴収金は、町長の指定する事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、<u>法第113条の3第3項</u>の規定による当該事業の工事の完了の公告において示された工事完了の日の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を町長が指定したときは、その指定した年度）から起算して8年を経過する日までの間に、法第3条に規定する資格に係る土地を当該事業計画において予定する用途以外の用途（農用地以外への転用又は当該事業により畑として区画形質が変更され、又は造成された農地の開田をいう。以下「目的外用途」という。）に供するため当該土地に係る所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途（目的外用途に供するため所有権の移転等を受けた場合の目的外用途を除く。）に供した場合には、その者から徴収する。ただし、次に掲げる場合であって町長が徴収しないことを相当と認めるときには、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>第4条～第7条 【略】</p>	<p>第1条～第2条 【略】 (特別徴収金)</p> <p>第3条 特別徴収金は、町長の指定する事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、<u>法第113条の2第3項</u>の規定による当該事業の工事の完了の公告において示された工事完了の日の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を町長が指定したときは、その指定した年度）から起算して8年を経過する日までの間に、法第3条に規定する資格に係る土地を当該事業計画において予定する用途以外の用途（農用地以外への転用又は当該事業により畑として区画形質が変更され、又は造成された農地の開田をいう。以下「目的外用途」という。）に供するため当該土地に係る所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途（目的外用途に供するため所有権の移転等を受けた場合の目的外用途を除く。）に供した場合には、その者から徴収する。ただし、次に掲げる場合であって町長が徴収しないことを相当と認めるときには、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>第4条～第7条 【略】</p>

美瑛町営住宅条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が成立し、公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則が改正されたため、以下のとおり条例の一部を改正する。

また、現行条例においては、町営住宅に暴力団員が入居を希望する場合、これを排除する規定が無いため、併せて関係条文を改正する。

2 改正の概要

(1) 公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の改正に伴う所要の関連規定の整備

- ① 認知症患者等である公営住宅入居者の収入申告義務の緩和規定の整備
町営住宅の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき決定することとされているが、認知症、知的障害及び精神障害者等の方についてはこの申告義務を緩和し、法規則で定める方法で把握した入居者の収入等により近傍同種の家賃以下で定めることができることを規定するもの。(第14条第1項、第15条第1項、同条第3項、第31条第2項、第53条第2項)

- ② 条ずれに伴う関連規定の改正(第15条第2項、第39条第1項)

(2) 町営住宅入居者等の生活の安全と平穩の確保を目的とした、暴力団員の排除に伴う関連規定の整備

- ① 町営住宅に入居できる者から暴力団員を除外する規定の追加
(第6条第2項第3号、第52条第3号、第54条の3第1項第3号)
- ② 入居者が新たに暴力団員を同居させようとする場合、同居を承認しない規定の追加(第12条第2項)
- ③ 入居者の死亡等により暴力団員が入居の承継を希望する場合、承継を承認しない規定の追加(第13条第2項)
- ④ 入居者を決定、又は同居や入居の承継を承認しようとする場合に、そ

の者が暴力団員であるかどうかについて警察署長の意見を聴くことができる規定の追加（第69条）

- ⑤ ④により警察署長から暴力団員である旨の意見が述べられた場合、入居者に対し、住宅の明渡し等を勧告することができる規定の追加（第70条）
- ⑥ 条ずれに伴う関連規定の改正（目次、第69条、第70条）
- ⑦ その他、文言の整理（第29条第1項）

3 施行期日

公布の日から施行する。

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 【略】</p> <p>第7章 補則 (第65条—第72条)</p> <p>第1条～第5条 【略】</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 【略】</p> <p>(1)～(2) 【略】</p> <p><u>(3) その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。</u></p> <p>2 【略】</p> <p>第7条～第11条 【略】</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第12条 【略】</p> <p><u>2 町長は、前項の規定により新たに同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。</u></p> <p>(入居の承継)</p> <p>第13条 【略】</p> <p><u>2 町長は、前項の規定により引き続き現に居住している町営住宅に居住しようとする者(現に同居している者を含む。)が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。</u></p> <p>(家賃の決定)</p> <p>第14条 町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 【略】</p> <p>第7章 補則 (第65条—第70条)</p> <p>第1条～第5条 【略】</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 【略】</p> <p>(1)～(2) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>第7条～第11条 【略】</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第12条 【略】</p> <p>(入居の承継)</p> <p>第13条 【略】</p> <p>(家賃の決定)</p> <p>第14条 町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の</p>

新	旧
<p>規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第29条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合（次条第1項ただし書に規定する場合を除く。）において、第36条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、町営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該町営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2～4 【略】 （収入の申告等）</p> <p>第15条 入居者は、毎年度、町長に対し、収入を申告しなければならない。ただし、入居者が公営住宅法施行規則第8条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があると町長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は公営住宅法施行規則第7条に規定する方法によるものとする。</p> <p>3 町長は、第1項の規定による収入の申告に基づき（同項ただし書に規定する場合にあっては、公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により）、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。</p> <p>4 【略】</p>	<p>規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第29条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合 _____ において、第36条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、町営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該町営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2～4 【略】 （収入の申告等）</p> <p>第15条 入居者は、毎年度、町長に対し、収入を申告しなければならない。 _____ _____ _____</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は公営住宅法施行規則第8条に規定する方法によるものとする。</p> <p>3 町長は、第1項の規定による収入の申告に基づき _____ _____ _____, 収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。</p> <p>4 【略】</p>

新	旧
<p>第16条～第28条 【略】 (収入超過者等に関する認定)</p> <p>第29条 町長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第1項第1号ア、イ及びエの要件を具備せず、かつ、当該入居者が、町営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>2～3 【略】</p> <p>第30条 【略】 (収入超過者に対する家賃)</p> <p>第31条 【略】</p> <p>2 町長は前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項(第15条第1項ただし書に規定する場合にあっては、令第8条第3項において準用する同条第2項)に規定する方法によらなければならない。</p> <p>3 【略】</p> <p>第32条～第38条 【略】 (町営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第39条 町長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るために必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第</p>	<p>第16条～第28条 【略】 (収入超過者等に関する認定)</p> <p>第29条 町長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第2号<u>の金額を超え</u>、かつ、当該入居者が、町営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>2～3 【略】</p> <p>第30条 【略】 (収入超過者に対する家賃)</p> <p>第31条 【略】</p> <p>2 町長は前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項<u>に規定する方法によらなければならない。</u></p> <p>3 【略】</p> <p>第32条～第38条 【略】 (町営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第39条 町長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るために必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第</p>

新	旧
<p><u>12条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。 (公営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第40条 町長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、<u>第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第12条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>第41条 【略】 (住宅の明渡請求)</p> <p>第42条 【略】 (1)～(6) 【略】 (7) <u>入居者が第70条の規定による勧告に従わなかったとき。</u></p> <p>2～6 【略】</p> <p>第43条～第51条 【略】 (入居者資格)</p> <p>第52条 【略】 (1)～(2) 【略】 (3) その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとするものとする。</p>	<p><u>11条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。 (公営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第40条 町長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、<u>第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第11条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>第41条 【略】 (住宅の明渡請求)</p> <p>第42条 【略】 (1)～(6) 【略】</p> <p>2～6 【略】</p> <p>第43条～第51条 【略】 (入居者資格)</p> <p>第52条 【略】 (1)～(2) 【略】</p>

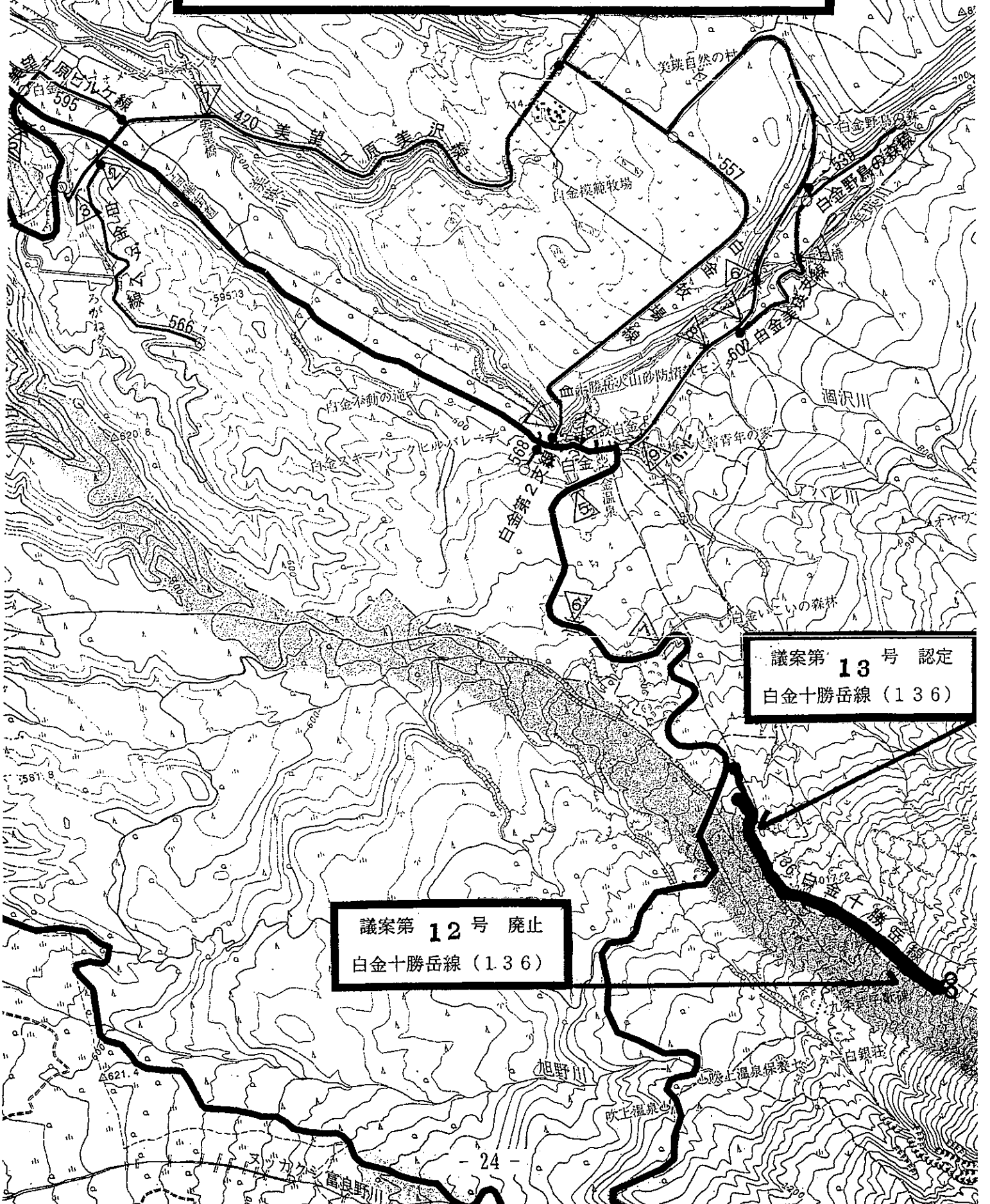
○美瑛町営住宅条例 新旧対照表

平成29年12月14日
第8回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p><u>する親族が暴力団員でないこと。</u> (家賃) 第53条 【略】 2 同項の入居者の収入については第15条の規定を準用する。この場合において、<u>同条第1項ただし書中「第36条第1項」とあるのは、「第54条において準用する第36条第1項」と読み替えるものとする。</u> 3 【略】 第54条～第54条の2 【略】 第54条の3 【略】 (1)～(2) 【略】 (3) <u>その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。</u> 2 【略】 第54条の4～第68条 【略】 (意見の聴取) 第69条 町長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が暴力団員であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。 <u>(1) 第9条第2項及び第3項の規定により町営住宅の入居者を決定しようとする場合 入居の申込みをした者及び当該入居の申込みをした者と現に同居し、又は同居しようとする親族</u> <u>(2) 第12条第1項の承認をしようとする場合 新たに同居させようとする者</u></p>	<p>(家賃) 第53条 【略】 2 同項の入居者の収入については第15条の規定を準用する。この場合において、<u>同条第3項中「第1項」とあるのは「第53条第1項」と</u> <u>読み替えるものとする。</u> 3 【略】 第54条～第54条の2 【略】 第54条の3 【略】 (1)～(2) 【略】 2 【略】 第54条の4～第68条 【略】</p>

新	旧
<p>(3) <u>第13条第1項の承認をしようとする場合 承認を得ようとする者及び当該承認を得ようとする者と現に同居する場合</u></p> <p>2 <u>町長は、町営住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、町営住宅の入居者及び同居者が暴力団員であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。</u></p> <p><u>(勧告)</u></p> <p><u>第70条 町長は、次の各号のいずれかに該当し、町営住宅の管理に著しい支障があると認めるときは、入居者に対し、町営住宅の明渡しその他必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。</u></p> <p><u>(1) 第23条から第28条の規定に違反したとき。</u></p> <p><u>(2) 警察署長から当該住宅の入居者又は同居者が暴力団員である旨の意見が述べられたとき。</u></p> <p><u>(罰則)</u></p> <p><u>第71条 町長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を処する。</u></p> <p><u>(施行規定)</u></p> <p><u>第72条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p><u>(罰則)</u></p> <p><u>第69条 町長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を処する。</u></p> <p><u>(施行規定)</u></p> <p><u>第70条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

町道の認定及び廃止箇所図



議案第 13 号 認定
白金十勝岳線 (136)

議案第 12 号 廃止
白金十勝岳線 (136)